

# 大川市議会第4回定例会会議録

平成22年9月24日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

2番	箴	島	か	お	る	10番	中	村	博	満
3番	吉	川	一	寿		11番	岡		秀	昭
4番	今	村	幸	稔		12番	中	村	武	彦
5番	平	木	一	朗		14番	山	田	廣	登
6番	古	賀	龍	彦		15番	井	口	嘉	生
7番	石	橋	正	毫		16番	古	賀	勝	久
8番	川	野	栄	美	子	17番	古	賀	光	子
9番	福	永		寛		18番	神	野	恒	彦

## 欠席議員

1番	石	橋	忠	敏
13番	佐	藤		操

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	植	木	光	治
副	市	長	福	島	裕	幸
教	育	長	石	橋	良	知
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	宇	木
消	防	長			博	子
(兼)	総	務	課	長	今	村
経	営	政	策	課	長	辰
					木	下
					修	二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	本村和也
農業水産課長	添島清美
(併)農業委員会事務局長	
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	堀修
議会事務局書記	古賀章子

4. 付議事件

1. 議員辞職の件

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

1. 追加議案の上程

議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

1. 追加議案の質疑、討論、採決

(議案第57号、第58号)

1. 閉会中の所管事項継続調査の件

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前 9 時30分 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。石橋忠敏議員、佐藤操議員より欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。

9月16日、本市議会議員石橋忠敏君から議員の辞職願が提出され、これを受理いたしましたので、御報告申し上げますとともに、石橋忠敏君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、石橋忠敏君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

#### 辞職届

私こと石橋忠敏は、一身上の都合により、大川市議会議員の職を辞職させていただきます。

平成22年 9月16日

石 橋 忠 敏

大川市議会議長 井 口 嘉 生 殿

以上です。

議長（井口嘉生君）

お諮りします。石橋忠敏君の議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、石橋忠敏君の議員の辞職を許可することに決定しました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第49号 平成21年度大川市下水道事業特

別会計歳入歳出決算認定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設副委員長、川野栄美子君。

産業建設副委員長（川野栄美子君）（登壇）

私は、産業建設副委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第49号 平成21年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

まず、議案第49号 平成21年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告を申し上げます。

平成21年度の決算額は、歳入総額547,021,525円に対し、歳出総額は495,906,425円となっており、差し引き残額は51,115,100円となっておりますが、翌年度へ繰り越しすべき財源として繰越明許費繰越額51,070千円を差し引いた実質収支額は、45,100円となっております。

なお、歳入の主なものは、1款2項・負担金35,027,200円、2款1項・使用料43,214,900円、3款・国庫支出金83,070千円、5款1項・一般会計からの繰入金222,242,168円、8款・市債114,900千円であり、歳出の主なものは、下水道築造工事など2款1項1目15節・工事請負費152,217,450円、4款・公債費215,476,748円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号 平成21年度大川市上水道事業会計決算認定について、御報告を申し上げます。

平成21年度の上水道事業の経営成績につきましては、損益計算書のとおり、総収益762,005,813円に対し、福岡県南広域水道企業団に対する受水費などの総費用が721,723,847円となっており、その結果、40,281,966円の利益を生じているところであります。

次に、資本的収支につきましては、道路新設改良に伴う配水管移設工事等の建設改良事業費、企業債元金償還金などの支出総額は税込み234,787,058円に対し、加入者負担金などの収入総額は8,827,350円となっており、収支は225,959,708円の不足を生じております。なお、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをされております。

委員会では、営業収益における給水収益の状況などについて詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、旧木室調整地の土地、建物等について、一般会計への所管がえを行うため、64,180千円の増額補正を行うものであります。

具体的には、上水道事業会計における収益的支出について補正を行うものであり、固定資産除去費については、企業会計上の規定により建物、構築物、機械装置等を除去することとなっており、耐用年数に応じ、減価償却の分を除去するものであります。

また、その他特別損失分については、敷地、取りつけ道路について計上するものであり、無償で所管がえを行うため帳簿価格を特別損失として計上し補正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 市道路線の認定について、御報告を申し上げます。

議案書に記載されているとおり、今回の市道路線の認定は三丸地区の2路線、小保地区の1路線であります。

説明によりますと、今回の市道路線の認定は、三丸地区の2路線については、県道鐘ヶ江酒見間線の整備に伴い、工事完了後に市に移管される部分についてあらかじめ路線の認定を行うものであります。

また、小保地区の1路線については、過去に住宅開発に伴い整備された道路について、地権者から寄附を受け、また認定基準に合致するよう整備がなされているので、路線の認定を行うものであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第49号 平成21年度大川市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 平成21年度大川市上水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成22年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、総務委員会に付託しておりました議案第42号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

皆様おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第42号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第42号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、火気設備等並びに火気器具等に関して省令の一部が改正され、平成22年3月30日に公布されたこと、また、平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえ、全国消防長会予防委員会において、個室型店舗の避難管理として火災予防条例の一部改正案が取りまとめられたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号 市有財産の貸付について、御報告申し上げます。

本案は、（仮称）株式会社大川しいたけ菌床栽培センターが、旧木室調整地の建物と構築物を改修して行おうとするシイタケ栽培事業を誘致するため、その土地等を貸し付けることにつき、市議会の議決を求めるものであります。

当該施設にシイタケ栽培事業を誘致することは、市が保有する未利用施設で将来にわたり利活用の予定のないものを有効利用するものであること、地域雇用の創出が図られること、また、新たな地域産業の振興として地域の活性化にも貢献するものと考えられることなどの効果があるとのことであります。

委員会としては、本案が産業建設委員会の所管事務と関係を有することにより、これが審査に当たっては、会議規則にのっとり、総務委員会・産業建設委員会連合審査会を開いた上で、各委員それぞれの意見を徴しながら慎重に審査を進めた次第であります。

委員会では、当該土地、建物等物件の実情を把握しておく必要があるため現地調査を行い、審査を進めたところであります。まず、市有財産を貸し付けることによる市のメリットについてただしたところ、準備の段階から市の投資は全くなく、すべての経費は事業者負担であることを確認している。また、事業生産計画では、試験栽培開始当初は市民の雇用は約5名であるが、本格栽培となる平成27年4月からは約10名の雇用が見込まれる。土地の貸付料については、当初3年間は無償であるが、その後は毎年約1,200千円の収入が見込まれ、償却

資産に係る固定資産税や法人市民税などにより10年間で10,000千円程度の自主財源が確保できる旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、解体費用は幾らか、固定資産の売却や無償譲渡は考えていないかただしたところ、解体費用は約38,000千円であり、売却や無償譲渡は考えていない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号 平成22年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ166,474千円を追加するものであり、この財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当し、予算総額を13,902,905千円とするものです。

各款における補正の主な内容について、御報告申し上げます。

まず、2款・総務費には、平成21年度感染症予防事業費等国庫負担金返還金等8,647千円が計上されております。3款・民生費には、障害者通所または入所施設において、障害者自立支援法施行に伴う事務処理を行うための支援事業に要する経費600千円、生活保護システム改修等業務委託料895千円が計上されております。4款・衛生費には、大川柳川衛生組合が木くず破碎装置の設置時期を見送ることにより、大川柳川衛生組合負担金13,644千円が減額されております。

5款・労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費19,891千円が計上されております。6款・農林水産業費には、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金38,422千円が計上されております。10款・教育費には、田口小学校校舎地震補強設計業務委託料2,500千円が計上されております。11款・災害復旧費には、平成22年6月及び7月の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費115,032千円が計上されております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費2,382千円、土木費3,487千円を災害復旧費へ組み替えるためそれぞれ減額されております。

次に、地方債の補正については、水路災害復旧事業に限度額7,200千円を、道路災害復旧事業に限度額14,100千円を設定するものであります。

委員会では、緊急雇用対策事業費の委託料の内容についてただしたところ、大川観光Web



サイト情報提供事業、合併浄化槽台帳整備事業、市道橋梁調査点検事業、住宅用火災報知機設置普及促進事業の4事業であり、大川観光Webサイト情報提供事業は、Webサイトを利用して観光情報を取得する機会がふえており、その内容の充実を図るため大川観光協会に委託するもので、2,800千円を予定している旨の答弁がなされました。

次に、大川柳川衛生組合負担金の減額理由をたざしたところ、21年度から重油にかわる燃料として、のこくずを使用していたが、端材がまじっていたので処理に支障を来していた。22年度中に木くず破碎装置を設置する予定であったが、県との調整に時間がかかるため、今年度中の執行を見送り、協議が調った時点で再度計上したい旨の答弁がなされました。

さらに、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の内容についてたざしたところ、県の補助事業であり、地域が重点的に振興する作物の生産・流通施設を対象にしている。申請者は、青ネギ栽培の生産組合1団体、アスパラガス栽培の生産組合1団体、イチゴ栽培の認定農業者2名、バラ栽培の認定農業者1名である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第42号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 市有財産の貸付についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成22年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第45号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外7件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第45号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外6件及び請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第45号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成21年度の決算額は、歳入総額4,632,403,661円に対し、歳出総額4,572,922,321円で、差引残額59,481,340円となっております。

委員会では、まず歳出について、歳出総額が昨年度に比べて110,000千円ほど下がっている理由をただしたところ、主な要因として保険給付費、つまり医療費支出が減ってきている旨の答弁がなされました。また、2款2項・高額療養費について、その支給状況についてただしたところ、1人当たりの最高費用額は月額4,671千円であった旨の答弁がなされました。

さらに、歳入について、1款1項・国民健康保険税の滞納の主な理由をただしたところ、

失業や倒産等により支払い能力のない被保険者がふえている旨の答弁がなされました。

その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号 平成21年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成21年度の決算額は、歳入総額22,115,542円に対し、歳出総額15,987,713円で、差引残額6,127,829円となっております。

委員会では、本会計が平成22年度まで残る理由をただしたところ、老人保健制度は平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したが、医療機関からの請求時効が2年であるため、平成22年度まで支払いがある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第47号 平成21年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、御報告申し上げます。

本会計における平成21年度の決算額は、歳入総額404,483,876円に対し、歳出総額402,474,166円で、差引残額2,009,710円となっております。

委員会では、まず歳入について、1款1項・保険料の特別徴収と普通徴収の件数、口座振替の件数及び収納率についてただしたところ、被保険者5,391人中、特別徴収が83%以上で収納率は100%である。普通徴収のうち口座振替が426人、納付書による納付が446人であり、普通徴収の収納率は94.91%である旨の答弁がなされました。委員からは、対象者が高齢であることから、納付者にとって利便性が高く、安全な口座振替による納付をもっと広くPRすべきではないかとの意見が開陳されました。

さらに、今後、後期高齢者医療制度がどうなるのかただしたところ、平成24年度をもって後期高齢者医療制度は廃止され、平成25年4月から新しい医療制度に移行する計画である。現在、高齢者医療制度改革会議において検討されており、平成22年度末までに最終的な取りまとめがなされる旨の答弁がなされました。

委員会ではその他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第48号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、

御報告申し上げます。

本会計における平成21年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額2,838,061,320円に対し、歳出総額2,777,510,854円で、差引残額60,550,466円となっております。

委員会では、歳入歳出総額が前年度に比べてふえている理由についてただしたところ、被保険者数の増加に伴う介護サービスの利用の増加が主な要因と考えられる旨の答弁がなされました。その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、平成21年度退職者医療療養給付費等交付金の精算に伴う返還金に要する経費として3,465千円を補正しようとするものであり、これが財源としては、繰越金をもって充当しようとするものであります。

委員会では、返還金の内訳等について審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成21年度介護給付費支払基金交付金等の精算に伴う返還金に要する経費として計64,636千円を補正しようとするものであり、これが財源としては、繰越金等をもって充当しようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、継続審査となっております議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、定住促進と人口増加を目的として平成6年度より実施している当該出産奨励祝金制度が、その後の出生数や支給件数の推移から見て、当初の目的を達していないことから、その財源を時代の要請に合った少子化対策などの支援方策に充てていくため、これを廃止しようとするものです。

以下、委員会審査の経過について、御報告申し上げます。

まず、6月議会における審査において、祝金を喜ぶ市民も多く、少子化対策の具体的な施策を検討した上で祝金の減額や廃止を考えるべきではないかとのことから、継続審査としたところであります。

その後、8月に開催しました委員会において、祝金制度廃止による財源を、不妊治療、子宮頸がんワクチンやH i bワクチン接種公費助成など、医療系の事業に充てていきたい旨の追加説明がなされました。

委員からは、不況の中、子供をなかなか産めない状況にある若者たちの苦勞に思いをさせ、3人目の出生を喜び、お祝いしていくべきではないか。もっと事業仕分けをして財源を捻出すべきではないかとの意見や、一方では祝金制度による人口増加などの効果が見られないとの意見も開陳されました。

委員会では、祝金制度廃止にかわる少子化対策が具体的に挙げられたことについて一定の評価をし、ぜひ早期に実現していただくことを希望いたしまして、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について、御報告申し上げます。

本請願は、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、教育の自治体間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持することや、学校施設整備費や教材費、図書費、学校・通学路の安全対策などを実施するための教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどもあわせて要望するものであり、意見書を関係行政庁に提出いただきたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第45号 平成21年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第46号 平成21年度大川市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第47号 平成21年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号 平成21年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成22年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたしま

す。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成22年度大川市介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、継続審査となっておりました議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第44号 平成21年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、中村博満君。

決算特別委員長（中村博満君）（登壇）

私は、決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第44号 平成21年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果

を御報告申し上げます。

なお、今回も、本委員会は、議長及び監査委員を除く全議員で構成され、井口議長も議長の立場で参加され、福永監査委員も傍聴されており、審査の詳しい内容については皆さん御存じのとおりでありますので、これを省略し、審査結果を中心に御報告させていただきます。

本会計における平成21年度の決算額は、歳入総額13,847,618,223円に対し、歳出総額13,643,656,300円でありまして、差引額は203,961,923円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額6,193千円を差し引いた実質収支は、197,768,923円の黒字となっております。

審査の過程では、各款にわたり、多くの質疑・意見等が交わされたところであります。

総括質疑においては、経常収支の数値等を見ると、かなりの危機感を持って今後の行政運営に臨んでいただきたい。また、歳出抑制の面では、かなりの努力が見られ、環境課でのごみ削減の取り組みが、市民の皆様の協力で一千数百万円の効果が出たということは、改めて市民の皆様に感謝の気持ちを行政としても伝えていただきたい旨の意見が開陳されました。

また、扶助費については、マニュアルの厳格な運営はもちろん大事であるが、行政の使命を考えたときには自立支援も忘れてはならない。生活保護脱却に向けた手助け、応援をすることは行政に与えられた大事な仕事であるとただしたところ、経常収支比率は90%台半ばで財政がかなり硬直化している。経常収支を改善するには税率を上げるのが一番であるが、経常的に出る部分についてはさらに切りつめることが必要であり、人件費にさらにメスを入れなければならない。扶助費については、自立を促すことが大前提であり、自立に向けたさまざまな支援をわかりやすくしていく。ただし、厳格にやろうとするとプライバシーがネックになってくる旨の答弁がなされました。

さらに、小手先の節約には限界があり、市内全施設の存在意義を検証し、施設の存続と指定管理者制度等の運用について、より根本的な見直しも必要な時期に来ているのではないかと、また、今後の積極的な経済政策について明確な数値目標を示していただきたいとただしたところ、小さな節約も積み重ねることにより大きな節約となる。施設の完全廃止となると行政サービスがゼロになり、これについては市民的な議論を踏まえないと行政の論理、あるいは経済の論理だけでいきなり廃止とはいかない旨の答弁がありました。

市税の落ち込みについては、大川市の経済をどう底上げしていくかに尽きるが、基幹産業はもちろん、それ以外に農業、水産業、観光、サービス業など多様な産業形態を持っており、



それぞれに的確に対応しながら、それぞれの分野で力をつけていただくよう議会の意見を賜りながら、市の経済全体を浮揚させたい旨の答弁がなされました。

最後に、危機感が必要であり、市政のトップとして、その責任は市長にあると思うので、火中のクリを拾うような状況の中であるが、トップリーダーとして頑張っていたいただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、本案は認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第44号 平成21年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、議会運営委員の皆さんは議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日お手元に配付のとおり、本市議会議員古賀勝久君外3名

から議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案が、岡秀昭君外5名から議案第58号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についての議案がそれぞれ提出され、これを受理いたしましたので、この際御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

議案第57号

大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成22年9月24日

提出者 大川市議会議員  
古 賀 勝 久  
岡 秀 昭  
今 村 幸 稔  
平 木 一 朗

次のページをお願いします。

大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大川市議会議員定数条例（昭和37年大川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「17人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、提案理由の説明を求めます。5番平木一郎君。

5番（平木一郎君）（登壇）

皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を述べさせていただきます。

地方公共団体の議会の議員定数については、市町村の人口規模により地方自治法第91条で定められております。本市の人口規模では、法定上限定数26人のところを、条例定数18人としております。

また、本年度第2回大川市議会定例会において関係条例を改正し議員報酬額を10%削減した次第であります。10%削減したことによって、議会費として議員1.8人分削減したと言ってもいいと思います。

本案はさらに議員定数を1人削減し、17人とする条例改正案を提案するものでございます。

私も議会といたしましても、現下の厳しい社会経済状況を踏まえ、行財政改革の推進の一翼を担う大川市議会みずからが、なお一層の減量化を図ることを多くの市民が注目し、期待しているものと認識しております。このたび、議員定数を削減し、市民の期待にこたえることが重要だと考えております。

先ほど「市民の声にこたえるべく」と申しましたが、一方の多くの市民の声では、定数がふえると、その分だけ新しい声や少数意見が議会に反映されるという意見もあります。また、議員定数削減は議会機能を低下させるので議会費を抑えるのであれば、報酬削減を優先すべきではないかという意見もあります。

以上のことを踏まえ、極端な議員定数削減を提案するのではなく、議会の持つ議決機関として大きな機能と重要な責務を担い、議員定数の減少がこのような責務の遂行の妨げとならないよう、私たち議員はこれからも一層の研さんに努めなければなりません。かかる決意とともに、最小の経費で最大の効果を上げる、より効率的な議会の運営を図るために今回の提案となった次第であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（井口嘉生君）

お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。それでは、2番 箴島かおる君。

2番（箴島かおる君）（登壇）

議席番号2番の箴島かおるでございます。私は、ただいま提案されました大川市議会議員定数条例の一部改正についての議員提出議案について、反対の立場で討論いたします。

この改正案は、現在の大川市議会議員の定数18名を1名削減して17名にしようとするものです。私は議員定数の1名削減ではなく、少なくとも2名の削減は必要だと考えます。我が大川市においても厳しい財政状況の中で、大川市議会においても厳しい行政改革を求めている私たち大川市議会議員みずからが、みずからの意思で定員の削減をするための議案提出に対しては賛同いたします。しかしながら、その削減数が1名だけというのは余りに安易過ぎるのではないのでしょうか。私が大川市民の方と接する中で聞こえてくるのは、議員の給料は高過ぎるのではないか、議員の数が多過ぎるのではないか、議会そのものが要らないのではないかなどの意見を数多く聞かされます。ここにいらっしゃる議員の皆様方も同じような意見を聞かれたことがあると思います。だからこそ議員定数削減の議案提出だと思います。

しかし、議員定数の1名削減では、有権者が望むことは無視するわけにはいかない、ただ、議席が減るのは困る、だから、仕方なしに形だけではあるが、1名削減しようかととられても仕方がないと思います。私は議員の定数削減と議会不要論が同次元で論じられることに議員として残念でなりません。私は人類の長い歴史の中から生み出された人類の英知の結晶とも言える議会制民主主義が発展し、維持されていくことが住民の命と暮らしを守り育てる最善の策だと信じます。

情報通信技術が急激に進化した現在では、これまで不可能であった全員参加型の直接民主主義の実現も可能な社会の到来も予感させます。しかしながら、そのような社会となっても選挙によって選んだ自分たちの代表に、自分たちの社会や生活のルールをつくる仕事をゆだねることはなくならないだろうと私は信じます。

地方自治体においては、ある意味で権力の執行機関である行政機関の長である市長と、行政に対して後押しを含めて監視する議会を構成する議員を住民の選挙により選出する二元代表制をとっております。市長は、行政執行機関の長として、その執行過程においては理想論だけの建前だけではなく、現実のさまざまな制約の中で政策の取捨選択を妥協や説得を繰り返しながら、住民の幸福の最大化のための政策実現のために努力をされておられます。私たち議員の役割は、そのような必然的に妥協や説得を伴う市長を初めとする行政の執行について、地域住民にとってそれが公正とか正義にかなっているかどうかをチェックし、監視していくことが議員としての職責を果たすことだと私は思います。

私たち議員は、市長と二元代表制のある意味で対極にいることを忘れずに、適度な緊張関係を保ちながら、時には厳しい議論を議会という場において市民の前で展開することが必要だろうと私は思います。

大川市民の議会不要論は、私たち議員の意識の側に根源的な問題があるかもしれません。そのような議員本来の職責を果たすためには市民の信頼が欠かせません。市民の信頼回復のためにも議員の自己保身ともとられかねない1名のみの定員削減案ではなく、自分自身の議員としての身分を脅かしてでも削減数を2名以上とすべきだと考えますので、大川市議会議員定数条例の一部改正についての議員提出議案について反対いたします。

議長（井口嘉生君）

次に、8番川野栄美子君。

8番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、先ほど出されました議案第57号につきまして反対の立場から討論させていただきます。

議員を1名削減するという議案が出されまして、議員一同やはり削減に向けては同一の考えであるということに敬意を表したいと思います。ただし、市民の皆様の中に行きますと、特に女性の声として、一番議員さんたちが市民の皆さんのことをしっかり考えてくださいというような意見がたくさん出され、今回反対の意見をここで述べさせていただきます。

まず、平成19年4月、地方分権改革推進法が施行されました。政府は地方分権一括法における各自治体の議会に、改正以降も分権時代にふさわしい議会、真の自己決定の実現ができる議会、このようにするために議会に関する地方自治法の規定を再三にわたり改正をしてきています。議員定数の問題もその一つであります。1999年7月、議員定数改正がありました。今まで法定定数制度でございましたけれども、市町村の議会の議員の定数は条例で決める、このように改革になったわけです。法第91条第1項に掲げてあります。

それでは、定数条例で議会が決めるんですけれども、その中に、1つは人口区分、人口がどれだけあるから、人数の上限があるということです。人口と、それから上限数を考えて市議会議員の定数を決めてくださいよというような、幾ら条例であってもそれを考えてやってくださいということでありまして。それを見ますと、まず人口であります。皆様方も御存じのように、先ほど出されました大川市第5次長期総合計画の中に、将来の人口増というのがあります。平成22年度は、人口が3万7,175人、これから行います4年後のこの選挙です。来年からの定数になります。平成27年度は3万5,136人、人口がやっぱり減っていくわけですね。ここで目標人口として平成32年、これは3万2,876人となっていますけれども、それを目標人口として、大川市は3万4,000の人口でやっていきたいというようなものが数字で書かれています。そのためには、いろいろやっぱり努力しなくちゃいけないということでありまして。

私どもは市民から選挙によって議員をやってくださいというふうに負託されました人間であります。そうしますと、そのために私たちは報酬をいただいております。現在、1年間1人の議員がもらう報酬は5,582,700円でございます。今1名削減でございますので、1年間は1名削減しますとこれが還元されるということでありまして。私の考えは、やはり議会の品格を持って最低2名ほど削減しないと、その効果がなかなか見えてこないわけです。その付近を市民の皆様は言っているんじゃないかということに私は気づきました。

そういうことで、議員の数を極端に下げるということもどうだろうかと思いますが、やはり議会は市民のことをまずもって考えなくちゃいけません。そのためには最低2名でも削減をして、2人になりますと11,165,400円になります。10,000千円の束のお金になりますと、まちづくりとかいろんなものにも効果がやはり見えてくるんじゃないだろうか、これは期待でありますけれども。そういうことを思いながら、やはり議員の削減は最低2名という数字は妥当な数字ではないだろうかと思ってただいま申し上げました。

地方分権の自治体の自己決定、自己責任は、原則自己責任でやらずにちゃんやりませんけれども、どうかここにおいででございますほかの議員さんたちもいま一度お考えくださいまして、議員定数最低2名削減ということでお考えいただきましたら大変うれしく思います。私、議案第57号の1名削減案には反対でございます。

以上、反対の討論をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

議案第57号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、先ほどの請願採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、議案の朗読及び提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第58号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第58号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続調査の申し出が  
あっております。よって、議会運営委員長の申し出どおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

18番神野恒彦君、2番箆島かおる君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出が  
あるので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は19件でありましたが、議員各位には、本会議はもとより常任委員会、特別委員会におきまして慎重御審議をいただき、全議案とも原案のとおり御議決をいただき、また、継続審議となっておりました1議案につきましても今回議決をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方から審議の過程において賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

これからも執行部一丸となって大川市の発展のために努力してまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成22年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。



午前11時4分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 井口 嘉生

大川市議会議員 神野 恒彦

大川市議会議員 箆島かおる